

第 17 消防用水

1 地盤面下 4.5 m 以内の部分に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

(1) 吸管投入孔

ア 吸管投入孔の大きさ及び個数は、次によること。★

(ア) 吸管投入孔の大きさは、短辺が 0.6 m 以上の長方形若しくは正方形又は直径 0.6 m 以上の円形とする。

(イ) 所要水量が 80 m³未満のものにあつては 1 個以上、80 m³以上 120 m³未満のものにあつては 2 個以上、120 m³以上のものは 3 個以上設けること。

イ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

(2) 水源

ア 水源の原水

水源の原水は、第 1 「屋内消火栓設備」 2 (1) を準用すること。★

イ 水源水量

水源水量は、政令第 27 条第 3 項の規定によるほか、原則として他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用をしないこと。★

ウ 有効水量の確保

投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦 60 cm 以上・横 60 cm 以上・深さ 50 cm 以上とすること。

エ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第 1 「屋内消火栓設備」 2 (4) を準用すること。

オ 河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、次によること。

(ア) 四季を通じて、常に規定水量が確保されていること。

(イ) 流水を利用するものは、0.8 m³/min の流量を 20 m³に換算すること。

(ウ) 取水部分の水深が 0.5 m 以上であること。

2 地盤面下 4.5 m 以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの★

(1) 採水口

ア 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号。以下この項において「結合金具等規格省令」という。）に規定する呼称 75 のめねじに適合する単口とし、設置個数は第 17-1 表によること。

第 17-1 表

所要水量	80 m ³ 未満	80～120 m ³ 未満	120 m ³ 以上
採水口の数	1 個	2 個	3 個

イ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

ウ 採水口は、日本放水器具工業会の自主認定品とすること。

(2) 配管

配管は、省令第12条第1項第6号ニ、ホ、ト及びチの規定並びに第1「屋内消火栓設備」3（(2)アを除く。）に準じるほか、次によること。

ア 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。

(3) 水源

水源は、前1(2)(オを除く。)を準用すること。

3 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

ポンプを用いる加圧送水装置（以下この項において「ポンプ」という。）及び採水口を次により設けた場合は、政令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

(1) 採水口

ア 採水口は、結合金具等規格省令に適合する呼称65の差し口で単口とすること。

イ 前2(1)イを準用すること。

ウ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(2) ポンプの吐出量及び採水口の個数

ポンプの吐出量及び採水口の個数は、第17-2表によること。

第17-2表

所要水量	80m ³ 未満	80～120m ³ 未満	120m ³ 以上
ポンプの吐出量	1,100L/min	2,200L/min	3,300L/min
採水口の数	1個	2個	3個

(3) ポンプ

ア ポンプの設置場所

第1「屋内消火栓設備」1(1)アを準用すること。

イ 機器

第1「屋内消火栓設備」1(1)イを準用すること。

ウ 設置方法

(7) ポンプは専用とし、他のポンプと併用又は兼用しないこと。

(4) ポンプの全揚程は、前(2)に定める吐出量時において、採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

(4) 水源

水源は、前1(2)(ウ及びオを除く。)を準用するほか、有効水量の確保については、第1「屋内消火栓設備」2(3)によること。

(5) 配管

採水口に接続する配管は、呼び径 65 A 以上とし、第 1 「屋内消火栓設備」 3 (1) 及び(2)イからエまでを準用すること。

(6) 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、当該防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができること。

イ 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、省令第 12 条第 1 項第 3 号ロの規定に準じた赤色の灯火を設けること。

ウ 採水口の直近には、ポンプの始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、前イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの始動を表示できる場合は表示灯を設けないことができること。

(7) 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、第 1 「屋内消火栓設備」 5 を準用するほか、非常電源の容量は、ポンプを有効に 60 分間以上作動できる容量とすること。

(8) 貯水槽等の耐震措置

水槽等の耐震措置は、第 1 「屋内消火栓設備」 6 を準用すること。

(9) 配管等の摩擦損失計算等

配管等の摩擦損失計算等は、第 1 「屋内消火栓設備」 8 を準用すること。

(10) 表示及び警報

表示及び警報は、第 1 「屋内消火栓設備」 9 を準用すること。

4 地盤面より高い部分に設ける消防用水★

地盤面より高い部分に設ける消防用水は、次によること。

(1) 採水口

採水口は、前 3 (1) を準用すること。

(2) 貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数

貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数は、前 3 (2) を準用すること。

(3) 貯水槽等

貯水槽等は、第 1 「屋内消火栓設備」 1 (2) を準用すること。

(4) 水源

水源は、第 1 「屋内消火栓設備」 2 を準用すること。

(5) 配管

配管は、前 3 (5) を準用すること。

(6) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第 1 「屋内消火栓設備」 6 を準用すること。

(7) 配管の摩擦損失等

配管の摩擦損失計算等は、第 1 「屋内消火栓設備」 8 を準用すること。

-
- (8) 吐出圧力が 1.5 MPa を超えないための措置

採水口からの吐出圧力が 1.5 MPa を超えないための措置は、第 1 「屋内消火栓設備」 1 (4) ア、ウ及びエを準用すること。

5 消防用水の標識★

- (1) 吸管投入孔には、「消防用水」又は「吸管投入孔」と表示した標識を設けること。
- (2) 採水口には、「採水口」又は「消防用水採水口」と表示した標識を設けること。

6 総合操作盤

ポンプを設ける場合は、第 1 「屋内消火栓設備」 10 を準用すること。